

## 基本方針並びに件数及び見直し時期

### 1 基本方針

以下の基本方針のもと、【①押印を求める意味・②趣旨の合理性・③代替手段の可否】の視点で手続を個別に評価し、見直しを行う。

手続の区分	基本方針	理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律、政省令（国・県の準則含む。）、に根拠があるもの</li> <li>・実印又は実印相当の署名による本人確認を必要とするもの</li> <li>・契約書、請書、覚書等</li> </ul>	原則押印を継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上、個人認証を求められている手続において、実印・署名が用いられている。</li> <li>・契約書等は、押印により効力発生（地方自治法第234条第5項根拠）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・慣例的に押印（認印）を求めているもの</li> <li>・実印を求めるが、印鑑証明による照合を行っていないもの</li> <li>・契約書以外の会計手続（入札書、見積書、請求領収等）</li> </ul>	可能な限り廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認印は、個人認証として効果が乏しい。（印鑑証明による照合を行わない実印も同様。）</li> <li>・代替手段の検討が可能。</li> </ul>

### 2 手続の性質別の件数及び見直し時期

区分・手続件数			見直し時期
市民、企業等に対して求めている手続	市の条例に定めるもの	3 件	令和3年度末を目途とする。
	市（教育委員会・上下水道部を含む。）の規則、要綱等に定めるもの	1, 264 件	令和3年10月を目途とする。
	議会、広域事務組合等の規程に定めるもの	35 件	各機関において検討
市、議会、行政委員会等の内部の手続	市の条例に定めるもの	9 件	令和3年度末を目途とする。
	市（教育委員会・上下水道部を含む。）の規則、要綱等に定めるもの	220 件	可能なものから順次廃止
	議会、広域事務組合等の規程に定めるもの	23 件	各機関において検討
発出・交付文書等への公印	権利・義務を生ずる効果を有する文書、特定事実の証明に係る文書等を除き、公印省略を可とする範囲を拡大		
共通事項	法律、政省令等に押印の根拠が置かれているものについて、当該根拠法令等の根拠規定の改正動向に倣う。		